



令和7年6月24日

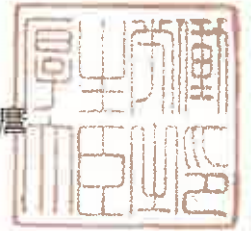
厚生労働省発雇均0624第2号

令和7年6月24日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 短時間労働者労働時間延長支援コースの新設

1 当分の間は、雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）第百十八条の二第十一項の短時間労働者労働時間延長コース助成金に代えて、社会保険適用時処遇改善コース助成金又は短時間労働者労働時間延長支援コース助成金を支給するものとし、同項の規定は適用しないものとする。ただし、社会保険適用時処遇改善コース助成金の支給については、令和八年三月三十一日までの間、行うものとする。

2 短時間労働者労働時間延長支援コース助成金は、(一)に該当する事業主に対して、(二)に定める額を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 事業所ごとに、有期契約労働者等（雇保則第百十八条の二第二項第一号に規定する有期契約労働者等をいう。以下同じ。）のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理

者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行っている事業主であること。

(2) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図ったものであること。

イ その雇用する有期契約労働者等（健康保険法による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者（以下この(3)において「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、次に掲げるいずれかの措置を講じた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）であること。

(イ) 一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置

(ロ) 一週間の所定労働時間を四時間以上五時間未満延長するとともに、賃金を五パーセント以

上増額する措置

(ハ) 一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を十パーセント以上増額する措置

(二) 一週間の所定労働時間を二時間以上三時間未満延長するとともに、賃金を十五パーセント以上増額する措置

ロ イに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等に対しイの(イ)から(二)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続した後、次に掲げるいずれかの措置を講じたものであること。

(イ) 一週間の所定労働時間を二時間以上延長する措置

(ロ) 賃金を五パーセント以上増額する措置又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、昇給制度を整備する措置、賞与制度を整備し、かつ、当該制度に基づき賞与の支給を行う措置若しくは退職金制度を整備し、かつ、当該制度に基づき退職金の積立てを行う措置

(4) (3)の措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(二) 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) (一)の(3)のイの(イ)から(二)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主(ロに該当する

事業主を除く。)

三十万円(中小企業事業主(小規模企業事業主(その常時雇用する労働者の

数が三十人以下である事業主をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。))にあつては四十万円、

小規模企業事業主にあつては五十万円)

(2) (一)の(3)のイの(イ)から(二)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続した後、(一)の(3)のロの(イ)又は

(ロ)の措置を六箇月間継続した事業主 四十五万円(中小企業事業主にあつては六十万円、小規模

企業事業主にあつては七十五万円)

二 雇保則附則第十七条の二の七第二項第一号又は一の2の(一)に該当する事業主に対しては、その雇用す

る有期契約労働者等一人につき、社会保険適用時処遇改善コース助成金又は短時間労働者労働時間延長

支援コース助成金のいずれか一方のみを支給することとすること。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和七年七月一日から施行すること。

二 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、社会保険適用時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長支援コース助成金のほか、第一の一の2の(一)(3)を除く。)に該当する事業主であつて、次のいずれかに該当するものに対し、その区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額(一の事業所において、対象者一人につき、当該規定に掲げる額のいずれかの額)を支給するものとする。

1 雇保則附則第十七条の二の七第二項第一号ハ(1)の措置を一年間継続した後、第一の一の2の(一)の(3)のイの(イ)から(二)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主 四十五万円(中小企業事業主(小規模企業事業主を除く。2において同じ。)にあつては六十万円、小規模企業事業主にあつては七十万円)

2 雇保則附則第十七条の二の七第二項第一号ハ(1)の措置を一年間継続した後、第一の一の2の(一)の(3)のイの(イ)から(二)までに掲げるいずれかの措置を一年間継続し、第一の一の2の(一)の(3)のロの(イ)又は(ロ)の措置を六箇月間継続した事業主 六十万円(中小企業事業主にあつては八十万円、小規模企業事業主にあつては九十五万円)